

行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法

昭和四四年七月三十一日
四四財管一発第二五二号
財務局長決定

改正 昭和四七年 三月 一日 四七財管総発第 八号
昭和六二年 八月 一日 六二財管総第一〇九号
平成 四年 七月 一日 四財管総第二一四号
平成一三年 二月二〇日 一二財財総第三一一号

第一 目的

行政財産の使用許可に関しては、東京都公有財産規則（昭和三十九年三月東京都規則第九十三号）に定められており、その取扱いについては公有財産関係の条例及び規則の施行について（昭和三十九年四月一日付三十九財管一発第百四十九号依命通達）及び行政財産の使用許可の取扱いについて（昭和四十一年一月十二日付四十財管一発第四百三十九号依命通達）が特に留意すべき事項を示している。

これによれば、行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費すなわち光熱水費等を負担させなければならない旨規定されている。

しかしながら、その計算方法については統一性を欠くむきも見うけられるので、この計算方法により、その取扱いの適正を期し、あわせて能率的処理をはかるものとする。

第二 範囲

- 一 この計算方法は、東京都公有財産規則の適用される財産に適用するものとする。
- 二 使用許可にあつては、許可書に明示された使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）に付帯する諸設備の使用に必要な経費を負担させることとする。例えば、建物の一部を事務室として使用許可する場合で、使用部分がついたて等で間仕切りされるような状態であつても、許可書に記入される使用許可部分の数量や添付図面によつて使用部分を明示し、これに付帯する諸設備の使用に必要な経費を負担させることとする。
- 三 使用許可部分以外のところにある給湯場所の給水給湯設備を都の職員と許可受人及びその使用人とが共同使用する場合は、当該設備を使用財産に付帯する設備とみなす。

第三 光熱水費等の範囲及び計算方法

- 一 この計算方法による光熱水費等の範囲は、電気、ガス、水道及び電話の料金とする。
- 二 計算方法

(一) 電気

ア 親メーターがある場合

使用財産の電気設備に電気事業者の設置するメーター（親メーター）が設置されている場合は、電気事業者の請求する料金を許可受人が全額負担する。

イ 子メーターがある場合

使用財産の電気設備に親メーター以外のメーター（子メーター）が設置されている場合は、次の計算方式により月額料金を計算する。

$$\text{使用財産の月額電気料金} = \frac{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月額電気料金} \times \text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

ウ 子メーターがない場合

(ア) 使用財産の電気設備に子メーターが設置されていない場合は、使用器具の一時間当たりの消費電力量(当該器具に表示された電力量をキロワットに換算したもの)に別紙一の用途別による器具使用時間及び使用日数二十一(一ヶ月を二十一日とする。以下同じ。)を乗ずる計算を使用されている器具それぞれについて行い、これを集計したものを使用器具の月間消費電力量として次の計算方式により月額料金を計算する。

$$\text{使用財産の月額電気料金} = \frac{\text{使用器具の直結する親メーターの表示する月額電気料金} \times \text{使用器具の月間消費電力量}}{\text{使用器具の直結する親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

(イ) 使用財産に設置した公衆電話機及び当該公衆電話機専用電灯に子メーターが設置されていない場合は、一個当たりの公衆電話機については東京電力株式会社の定める従量電灯A契約の最低料金を月額料金とし、専用電灯については(ア)により月額料金を計算する。

ただし、専用電灯の一日当たりの使用時間は十二時間、一ヶ月間の使用日数は当該月の実日数とする。

$$\text{全公衆電話機の月額電気料金} = \text{東京電力株式会社の従量電灯A契約の最低料金} \times \text{台数}$$

$$\text{全専用電灯の月額電気料金} = \frac{\text{専用電灯の直結する親メーターの表示する月額電気料金} \times \text{全専用電灯の月間消費電力量}}{\text{専用電灯の直結する親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

なお、従量電灯A契約の最低料金の額については、東京電力株式会社に確認すること。

また、当該料金額は改定される場合があるので留意すること。

(二) ガス

ア 親メーターがある場合

使用財産のガス設備にガス事業者の設置するメーター(親メーター)が設置されている場合は、ガス事業者の請求する料金を許可受人が全額負担する。

イ 子メーターがある場合

使用財産のガス設備に親メーター以外のメーター(子メーター)が設置されている場合は、次の計算方式により月額料金を計算する。

$$\text{使用財産の月額ガス料金} = \frac{\text{子メーターの直結する親メーターによつて計算される月額ガス料金} \times \text{子メーターの表示する月間消費ガス量}}{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月間消費ガス量}}$$

ウ 子メーターがない場合

(ア) 使用財産のガス設備に子メーターが設置されていない場合は、別紙二の使用器具別一時間当たりの消費ガス量に同じく別紙二の使用財産の用途別による器具使用時間及び使用日数二十一を乗ずる計算を使用されている器具それぞれについて行ない、これを集計したものを使用器具の月間消費ガス量として次の計算方式により月額料金を計算する。

$$\text{使用財産の月額ガス料金} = \frac{\text{使用器具の直結する親メーターによつて計算される月額ガス料金} \times \text{使用器具の月間消費ガス量}}{\text{使用器具の直結する親メーターの表示する月間消費ガス量}}$$

(イ) 別紙二の使用器具別一時間当たりの消費ガス量は、東京ガス管内(熱量一万一千Kcal/m³)におけるものなので、これ以外の都市ガス及びプロパンガスを使用する場合は、次の計算方式により別紙二の消費ガス量を変更して(二)ウ(ア)の計算を行う。

$$\text{変更後の使用器具別1時間当たりの消費ガス量} = \frac{\text{別紙2の使用器具別1時間当たりの消費ガス量} \times 11,000}{\text{当該使用するガスの熱量(Kcal/m}^3\text{)}}$$

エ ボンベ入りプロパンガス使用の場合

(ア) ボンベ入りプロパンガスをガス供給源としている場合は、次の計算方式により月額料金を計算する。

$$\text{使用財産の月額プロパンガス料金} = \frac{\text{1キログラム当りのプロパンガス購入単価} \times \text{使用財産の月間プロパンガス消費量(立方メートルで表示)}}{\text{1立方メートルを2.3キログラムに換算する。}} \times 2.3$$

(イ) エ(ア)の計算方式中における使用財産の月間プロパンガス消費量は、当該使用財産のガス設備に子メーターが設置されている場合は子メーターの表示する量により、子メーターが設置されていない場合は(二)ウのガス消費量集計方法により計算する。

(三) 水道

ア 親メーターがある場合

使用財産の水道設備に水道事業者の設置するメーター(親メーター)が設置されている場合は、水道事業者の請求する料金を許可受人が全額負担する。

イ 子メーターがある場合

使用財産の水道設備に親メーター以外のメーター(子メーター)が設置されている場合は、次の計算方式により月額料金を計算する。

$$\text{使用財産の月額水道料金} = \frac{\text{子メーターの直結する親メーターによつて計算される月額水道料金} \times \text{子メーターの表示する月間消費水量}}{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月間消費水量}}$$

ウ 子メーターがない場合

(ア) 使用財産の水道設備に子メーターが設置されていない場合は、別紙三の水栓（湯沸器を含む。以下同じ。）一個一時間当たりの取付口径別流量に同じく別紙三の使用財産の用途別による水栓使用時間と使用財産に設置してある取付口径別の水栓数及び使用日数二十一を乗じて得た取付口径別の一ヶ月の水栓消費水量を集計し、これを使用水栓の月間消費水量として次の計算方式により月額料金を計算する。

$$\text{使用財産の月額水道料金} = \frac{\text{使用水栓の直結する親メーターによつて計算される月額水道料金} \times \text{使用水栓の月間消費水量}}{\text{使用水栓の直結する親メーターの表示する月間消費水量}}$$

(イ) 水栓と湯沸器とが直結している場合は一水栓とする。

エ 使用財産に水洗便所が含まれている場合

使用財産に専用の水洗便所があつて、当該財産の水道設備に子メーターが設置されていない場合は、次の方法によつて得た水栓と便器の月間消費水量を他の許可部分の月間消費水量に加えて使用財産の月額水道料金を計算する。

水栓の月間消費水量—(三)ウの計算方法による。但し使用財産の用途別による水栓使用時間は財産管理者が決定する。

便器の月間消費水量—財産管理者が決定する。

オ 公共下水道設置済区域にある行政財産を使用許可する場合は、下水道料金を含めたものを水道料金とする。

(四) 電話

ア 使用財産に一般内線電話（外線へも内線へも通話可能な電話）又は内線専用電話（内線へのみ通話可能な電話）が設置されている場合は、次の計算方式によつて一個当たりの月額料金を計算する。

(ア) 一般内線電話

a 電話機毎に通話料を把握できる場合

$$\text{月額料金} = A + B + C + D + E + F$$

ただし、当該電話機がプッシュホン又はダイヤルイン電話（直通番号が付与されて

いる一般内線電話)でない場合は、当該計算方式からC又はDを除いたものを一個当たりの月額料金とする。

b 電話機毎に通話料を把握できない場合

$$\text{月額料金} = A + B + C + D + E' + F$$

ただし、当該電話機がプッシュホン又はダイヤルイン電話でない場合は、当該計算方式からC又はDを除いたものを一個当たりの月額料金とする。

(イ) 内線専用電話

$$\text{月額料金} = F$$

$$A = \frac{\text{年額電話交換業務費(電話交換業務を委託する場合は年額委託料、都職員が電話交換業務を行う場合は年額交換手人件費)}}{\text{全一般内線電話機数}} \times \frac{1}{12}$$

$$B = \text{全一般内線電話機の月額回線使用料(基本料)} \times \frac{1}{\text{全一般内線電話機数}}$$

$$C = \text{全一般内線電話機の月額プッシュ回線使用料} \times \frac{1}{\text{全プッシュホン数}}$$

$$D = \text{当該電話機の月額ダイヤルイン使用料}$$

$$E = \text{当該電話機の月額通話料}$$

$$E' = \text{全一般内線電話機の月額通話料} \times \frac{1}{\text{全一般内線電話機数}}$$

$$F = \text{電話交換機の稼動に要する月額電気料金} \times \frac{1}{\text{全一般内線電話機数} + \text{全内線専用電話機数}}$$

イ 電話交換業務費の算定時点等

(7) アのAの年額電話交換業務費のうち、電話交換業務を委託する場合は年額委託料は、使用許可の日の属する年度のもの、都職員が電話交換業務を行う場合は年額交換手人件費は、使用許可の日の属する年度の前の年度のものを用いることとする。

(イ) 電話交換業務を委託する場合で、電話交換設備設置の日が使用許可の日の属する年度と同一年度内であるとき(使用許可の日の属する年度の年度初日であるときを除く。)は、アのAは次の計算方式によつて一個当たりの月額委託料を計算する。

$$\text{月額委託料} = \frac{\text{委託契約金額}}{\text{委託契約月数(契約期間を月数で表示する。ただし、小数点以下第2位を四捨五入する。)}} \times \frac{1}{\text{全一般内線電話機数}}$$

(ウ) 都職員が電話交換業務を行う場合で、電話交換設備設置の日が使用許可の日の属する年度と同一年度内又は使用許可の日の属する年度の前の年度中であるとき(使用許可の日の属する年度の前の年度初日であるときを除く。)は、アのAは次のa又はbの計算方式によつて一個当たりの月額交換手人件費を計算する。

a 電話交換設備設置の日から使用許可の日までの期間が一月に満たない場合

$$\text{月額交換手人件費} = \left(\begin{array}{l} \text{電話交換設備設置の日の翌月(設備設置の日が月の初日の場合は設備設置の月)の交換手人件費(期末手当及び勤勉手当等を除く。)} \\ \text{職員に関する条例に定める率により計算した} \\ \text{期末手当額及び勤勉手当額等} \end{array} \right) \times \frac{1}{\text{全一般内線電話機数}}$$

b 電話交換設備設置の日から使用許可の日までの期間が一月以上である場合

$$\text{月額交換手人件費} = \left(\begin{array}{l} \text{電話交換設備設置の日の翌月(設備設置の日が月の初日の場合は設備設置の月)から使用許可の日までの交換手人件費(期末手当及び勤勉手当等を除く。)} \\ \text{職員に関する条例に定める率により計算した} \\ \text{期末手当額及び勤勉手当額等} \\ \text{電話交換設備設置の日の翌月(設備設置の日が月の初日の場合は設備設置の月)から使用許可の日までの月数} \end{array} \right) \times \frac{1}{\text{全一般内線電話機数}}$$

(エ) 電話交換機の稼動に要する月間消費電力量を子メーター等により把握できない場合は、アのFは、(一)ウの(イ)の公衆電話機一個当たりの月額電気料金を適用することとする。

ウ 交換手人件費は、給料、扶養、調整、住居、通勤、超過勤務、期末、勤勉手当及び共済費等交換手にかかる総ての費用を含むものであり、イの(ウ)の期末手当及び勤勉手当等には、これらに付随して都が負担する共済費等毎月都が負担する費用以外の総ての費用を含むものとする。

(五) 給湯場所の共同使用の場合

使用財産以外のところにある給湯場所の給水給湯設備を都の職員と許可受人及びその使用人とが共同使用する場合は、職員と許可受人及びその使用人との人数(職員は毎年四月一日現在、許可受人及びその使用人は使用許可年月日現在)によつて当該設備の一月のガス及び水道の消費量(その計量は、(二)、(三)及び(八)の計算方法に準じて行う。)を按分し

て許可受人及びその使用人の消費した量を計算し、使用財産のガス及び水道消費量に加えるものとする。

(六) 総合庁舎使用の場合

使用財産を含む行政財産が総合庁舎内に存在して、当該行政財産の電気、ガス及び水道の設備に親メーターが設置されていない場合は、(一) イ、(一) ウ、(二) イ、(二) ウ(ア)、(三) イ及び(三) ウ(ア)の月額料金計算方式中の「親メーターによつて計算される月額電気料金、月額ガス料金及び月額水道料金」は、総合庁舎の使用に関する協定書等によつて、各財産管理者が負担すべきものとして定められている電気、ガス及び水道料金の負担率を総合庁舎の電気、ガス及び水道設備の親メーターによつて計算される月額料金に乗じて得た料金によることとし、同じく月額料金計算方式中の「親メーターの表示する月間消費電力量、月間消費ガス量及び月間消費水量」は、前記負担率を総合庁舎の電気、ガス及び水道設備の親メーターが表示する月間消費量に乗じて得た量によることとする。

(七) 日割計算

ア 使用許可の期間が一ヶ月未満であるときの料金及び使用を開始する日が月額料金計算のための一ヶ月として区分された期間の初日と同じでないときの許可後最初の料金は日割計算とする。また使用を終了する日が月額料金計算のための一ヶ月として区分された期間の末日と同じではないときの許可後最後の料金も日割計算とする。

イ 電話料金を日割計算する場合には、(四) アのA、E' 及びF について日割計算を行つて得た額により、(四)アの(ア)の一般内線電話又は(四) アの(イ)の内線専用電話一個当たりの月額料金を計算する。

(八) 特例

ア 別紙一及び別紙二により使用される器具で、季節的に使用されるものがある場合には、夏季専用器具は七月、八月及び九月に、冬季専用器具は十二月、一月、二月及び三月に使用されるものとする。

イ 使用財産の電気、ガス及び水道設備に子メーターが設置されていない場合で使用財産の一ヶ月間の使用日数を二十一日とすることが著しく不適当な場合は、許可受人の申請に基づき、財産管理者が決定する日数によることができる。

ウ 別紙一、別紙二及び別紙三の使用財産の用途別による器具及び水栓の一日当りの使用時間によることが著しく不適当な場合は、許可受人の申請に基づき、財産管理者が一日当りの使用時間を決定することができる。

エ 使用財産の一般内線電話一個当たりの使用回数が、使用財産以外の行政財産の一般内線電話一個当たりの使用回数と著しく異なる場合は、許可受人の申請に基づき、財産管理者が認めた使用回数の割合を(四) アのA 及びE' にそれぞれ乗じて得た額により、(四) アの(ア)の一般内線電話一個当たりの月額料金を計算することができる。

三 この計算方法に定めのない機器並びにこの計算方法によることが著しく不適当であると認められる機器及び他の計算方法によることが合理的であると認められる機器に係る光熱水費等については、財産管理者が適当であると認める当該機器及び水栓の一時間当たりの消費電力量、消費ガス量及び消費水量、並びに一日当たりの当該機器及び水栓の使用時間、並びに計算方法を決定することができる。

第四 施行期日

この計算方法は、昭和四十四年七月一日から適用する。

第五 経過措置

すでに使用許可されているものは、その期間中は従前の例により、新たに使用許可する場合はこの計算方法によることとする。